

熊本県資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業実施要項

第1 目的

本事業は、「資源管理計画」、「漁場改善計画」又は「浜の活力再生プラン」に参画する漁業者（以下「参画漁業者」という。）に対し、制度資金の借入に係る経費負担を軽減させることで、資源回復及び漁場環境の改善の取組みを支援し、もって漁業者の経営の安定化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要項において熊本県資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業とは、本要項第3に掲げる者が次の1及び2の資金を借り入れる場合に、その金利負担を軽減するために、予算の範囲内において利子助成金を交付し、金利負担の軽減を図る事業をいう。

- 1 熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱第4（1）に定める第1号資金、第2号資金、第3号資金、第4号資金、第5号資金（以下、「漁業近代化資金」という。）
- 2 株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が取り扱う漁業経営改善支援資金（長期運転資金を除く。）、漁船資金及び農林漁業施設資金（主務大臣指定施設に限る。）

第3 事業の内容

（1）対象者

参画漁業者（熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱第2（1）、（2）、（3）に規定する者に限る。）

（2）利子助成率

参画漁業者が負担する貸付利率（延滞利率は対象としない。）を、年0.0パーセントとするために必要な利子助成率（年2.0パーセントを限度とする。）とする。

（3）利子助成の期間

漁船取得に係るものは貸付実行日から10年以内、その他は5年以内とする。

（4）事業実施期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

第4 助成条件

（1）本要項第2に定める資金に係る貸付けの条件は、次の要綱等の定めによるものとする。

① 漁業近代化資金

熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱

② 漁業経営改善支援資金、漁船資金及び農林漁業施設資金

日本公庫の貸付基準

（2）助成限度額

本要項第2に定める資金のうち、利子助成の対象となる借入資金の限度額は、本要項第3（1）に定める対象者ごとに、漁船取得に係るものは9,000万円以内、その他

は2,000万円以内とする。

- (3) 貸付金の償還方法
元金均等償還に限る。

第5 融資機関

- (1) 漁業近代化資金
熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の第3に定める融資機関
- (2) 漁業経営改善支援資金及び漁船資金
日本公庫及び同公庫の委託金融機関

第6 利子助成の承認

- (1) 利子助成の承認を受けようとする参画漁業者は、融資機関から各資金の要綱等に基づき融資の決定を受けたときは、参画漁業者が組合員となっている漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由のうえ、「資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成承認申請書」（別記第1号様式）に参画漁業者であることを証す書面及び融資機関の貸付決定書類を添付し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、前項に掲げる利子助成承認申請書を受理した場合において適当と認めるときは、「資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成承認通知書」（別記第2号様式）により、漁協を経由のうえ、参画漁業者に通知するものとする。

第7 利子助成の変更

- (1) 利子助成の条件の変更を行う場合は、参画漁業者が組合員となっている漁協を経由のうえ、「資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成承認申請書」（別記第1号様式）を準用し、融資機関の貸付決定書類を添付し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、前項に掲げる利子助成承認申請書を受理した場合において適当と認めるときは、「資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成承認通知書」（別記第2号様式）を準用し、漁協を経由のうえ、参画漁業者に通知するものとする。

第8 利子助成金の交付

知事は、参画漁業者へ利子助成金の交付を行う場合において、熊本県資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成金交付要項の定めるところにより助成するものとする。

第9 調査及び報告等

知事は、資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業の利子助成に関し、必要があると認められた場合は、申請者及び融資機関の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

第10 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は平成26年7月24日から施行する。

附 則

この要項は平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。